

後見支援預金 宛名用ラベル(特定記録郵便)

料金受取人私郵便
甲府中央局
承認
2213

差出有効期間
2025年8月
31日まで
(切手不要)
郵便窓口で
お出しください

山梨県甲府市丸の内1-20-8
山梨中央銀行 ビジネスサポート部
後見支援預金担当 行

特定記録

おところ 〒 -

お名前

400-8790

定形郵便物

ご利用方法

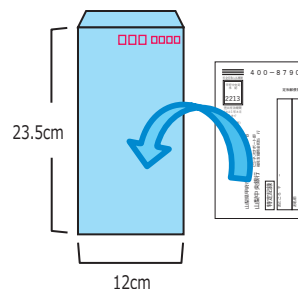
- 宛名用ラベルをA4用紙に印刷してください（サイズ変更は不可です）。
- おところ、お名前を記入してください。
- 破線で切り取り、お手持ちの封筒（長形3号又は4号）に貼り付けてください。
- 郵送受付可能なお取引

家庭裁判所発行の「指示書」のうち、「払戻し」、「定期送金額の変更」、「追加預入」、「解約」のみご利用いただけます。

※ 必要書類等の詳細は、当行ホームページに掲載しております
『後見支援預金』お手続きガイドをご確認ください。

※ 「契約締結」の場合は郵送でのお取扱いができないため
店頭窓口にてお手続きください。

※ 指示書の発行日から2週間以内に当行に到着するように
ご郵送ください。



ご注意事項

- 定型の封筒をご利用ください。
- 通帳等が紛失する可能性がありますので、宛名ラベルがはがれないように全面をのり付けしてください。
- 万一宛名ラベルがはがれた場合は、当行へお手続き書類が到着せず「後見支援預金」のお手続きができなくなります。
- お手数ですが、ポストへ投函せず、「特定記録」扱いで郵便局（窓口）へご提出ください。（郵便料は当行で負担させていただきます）

宛名用ラベルのご用命

当行のホームページに掲載しております。印刷のうえご利用ください。

https://www.yamanashibank.co.jp/personal/account/guardian_support/

ホーム>口座をひらく>後見支援預金





料金受取人払郵便



差出有効期間
2025年8月
31日まで
(切手不要)

郵便窓口で
お出ください

400-8790

定形郵便物

山梨県甲府市丸の内1-20-8
山梨中央銀行
ビジネスサポート部
後見支援預金担当 行

特定記録

おところ 〒 -	
お名前	



料金受取人払郵便



差出有効期間
2025年8月
31日まで
(切手不要)

郵便窓口で
お出ください

400-8790

定形郵便物

山梨県甲府市丸の内1-20-8
山梨中央銀行
ビジネスサポート部
後見支援預金担当 行

特定記録

おところ 〒 -	
お名前	



料金受取人払郵便



差出有効期間
2025年8月
31日まで
(切手不要)

郵便窓口で
お出ください

400-8790

定形郵便物

山梨県甲府市丸の内1-20-8
山梨中央銀行
ビジネスサポート部
後見支援預金担当 行

特定記録

おところ 〒 -	
お名前	



料金受取人払郵便



差出有効期間
2025年8月
31日まで
(切手不要)

郵便窓口で
お出ください

400-8790

定形郵便物

山梨県甲府市丸の内1-20-8
山梨中央銀行
ビジネスサポート部
後見支援預金担当 行

特定記録

おところ 〒 -	
お名前	